

第 3 期
滝川市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)



令和 2 年 3 月策定
令和 7 年 3 月改定
滝川市

《目 次》

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の目的
- 2 計画策定の根拠
- 3 計画期間・基準年度・目標年度
- 4 対象範囲
- 5 対象とする温室効果ガス
- 6 第3期実行計画【前半期】の概要と削減実績

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1 基準年度の温室効果ガス排出量
- 2 要因別の排出状況
- 3 二酸化炭素の削減目標

第3章 目標達成に向けた取り組み

- 1 温室効果ガスの排出抑制対策に向けた基本方針
- 2 温室効果ガスの排出抑制対策に向けた具体的な内容

第4章 推進・点検体制

- 1 推進体制
- 2 点検体制
- 3 進捗状況の公表

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

我が国においては、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布され、平成11年4月に施行されました。この法律では、地球温暖化対策への国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体による地球温暖化対策実行計画の策定や事業者による温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度などを規定しています。

また、平成17年4月には「京都議定書目標達成計画」が定められ、我が国もこれに批准し、平成25年度以降は、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP16）のカンクン合意に基づき、地球温暖化対策に取り組んできました。

さらに、平成27年11月に開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）では「パリ協定」が採択され、新たな法的枠組みのもと更なる地球温暖化対策が推進されることとなりました。このように、国際的な地球温暖化対策が進められる中で、本市においても国の指針等を参考に今後積極的に取り組んでいく必要があります。

本市においては、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」として平成21年度に「第1期地球温暖化対策実行計画」、平成27年度に「第2期地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務及び事業から排出される二酸化炭素を含む温室効果ガス削減などさまざまな地球温暖化対策の取り組みを推進してきました。

本計画は、「第2期地球温暖化対策実行計画」が令和元年度末（平成31年度末）で満了することから、一事業者として継続した地球温暖化対策を組織的に行うため「第3期地球温暖化対策実行計画」を策定し、引き続き地球温暖化対策に向けた温室効果ガス削減等の取り組みを推進していきます。

2 計画策定の根拠

我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）」の下に地球温暖化への対策が進められており、温対法には、国、地方公共団体、事業者、国民のそれぞれに、温室効果ガス排出の抑制等に対する責務が定められています。

地方公共団体については、温対法第 21 条において、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずることが義務付けられており、都道府県及び市町村は、その措置に関する計画を国の地球温暖化対策計画に即して策定することとされています。

地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～8 [略]

9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

10 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

11 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

12 都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二条第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3 計画期間・基準年度・目標年度

第3期実行計画の期間：2020（令和2年）年度から2030（令和12）年度までの11年間

〃 基準年度：2013（平成25年）年度

※国の「地球温暖化対策計画」に準じて、実行計画においても2013年度を基準年とします。

〃 目標年度：2030（令和12）年度

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
計画											
期間											
					★						

※★計画内容見直し

4 対象範囲

本計画において対象とする事務及び事業は、市長部局（総務部、市民生活部、保健福祉部、産業振興部、建設部、駅周辺整備部、市立病院）、教育委員会教育部の各部において行う、事務及び事業全般とします。

5 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で規定されている次の物質です。

	ガスの種類	人為的な発生源		地球温暖化係数 (温室効果)
1	二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用、都市ガスやガソリンなどの化石燃料の使用などにより排出	二酸化炭素の係数 (温室効果)を1とする
		非エネルギー起源	プラスチック類の焼却などにより排出	
2	メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋め立てなどにより排出		25 (倍)
3	一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行の燃料や燃焼、一般廃棄物の焼却などにより排出		298 (倍)
4	ハイドロフルオ ロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時などに排出		12～14,800 (倍) (1,430)
5	パーフルオロカ ーボン (PFC)	半導体の製造・溶剤などに使用され、製品の製造・使用・廃棄時に排出		7,390～17,340 (倍)
6	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造時に使用され、製品の製造・使用・廃棄時に排出		22,800 (倍)
7	三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやこれらの製造装置のクリーニングに使用		17,200 (倍)

第3期実行計画では、削減対象とする温室効果ガスを、法で定められた7種類のガスのうちエネルギー消費に由来する「二酸化炭素」を対象とします。

なお、地方公共団体の事務及び事業においては、通常、エネルギー消費以外の要因から発生する温室効果ガスとして、廃棄物の焼却や埋め立て、し尿処理や下水道事業から発生する二酸化炭素やメタンなどが含まれますが、当市においては、廃棄物の埋め立てについては、バイオガス化処理などを経る生ごみ（有機物）は事前に埋め立て物から除外されているほか、それ以外の処理についても広域事業等として別主体により実施されていることから、これらの数値について計画対象外とします。

6 第3期実行計画【前半期】の概要と削減実績

(1) 策定期期

令和2年3月

(2) 計画期間

令和2年度から令和6年度まで

(3) 対象となる範囲

全ての部・施設等における事務及び事業（一部事務組合等を除く）

(4) 削減目標

令和6年度における二酸化炭素排出量を、基準年である平成25年度に比べて17.5%削減します。

(5) 目標達成状況

計画策定時の事務及び事業の範囲では、目標年次は令和6年度の二酸化炭素総排出量が年度途中で推計不可能であることから、令和5年度までの値を使用し達成状況を報告します。

年度	基準値	排出量実績 (t)	削減率 (対基準年)
(基準) 平成25年度	16,677 t	—	—
平成31年度		10,867 t	35%減
令和2年度		11,330 t	33%減
令和3年度		10,192 t	39%減
令和4年度		8,931 t	47%減
令和5年度		9,146 t	46%減

二酸化炭素の排出量を測定する対象施設（江部乙中学校など）が減少したことが大きな要因となり、令和5年度における二酸化炭素排出量は基準年である平成25年度と比較し、46%の減少となりました。

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 基準年度の温室効果ガス排出量

滝川市の事務及び事業における基準年度（平成 25 年度）の温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、16,677 t-CO₂ となっています。

※国の「地球温暖化対策計画」に準じて、実行計画においても 2013 年度を基準年とします。

区分	排出量（t-CO ₂ ）
二酸化炭素（CO ₂ ）	16,677

2 要因別の排出状況

基準年度の二酸化炭素排出量を排出要因別にみると、電力の使用に伴って排出される二酸化炭素が 51.6%を占め、次いで A 重油の使用が 31%で全体の 82%を占めています。

なお、詳細な内訳は下記表のとおりとなっています。

	市長部局	教育委員会	合計
電力	6,711	1,899	8,610
A 重油	4,547	618	5,165
灯油	647	1,709	2,356
液化石油ガス（LPG）	183	5	188
軽油	139	6	145
ガソリン	210	3	213
合計	12,437	4,240	16,677

3 二酸化炭素の削減目標

我が国では、2015（平成 27）年 12 月の COP 2 1 において、日本における温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 2030 年度までに 26%削減することを表明しておりましたが、2021 年 10 月に閣議決定された地球温暖化対策計画により、日本における温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 2030 年度までに 46%削減を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しております。

滝川市は、第 3 期実行計画【後半期】策定前の 2023（令和 5）年度実績が、2013（平成 25）年度比で 46%削減となっております。

新たな目標として 2030（令和 12）年度までに 50%削減を目指し、本計画【後半期】の期間（2025（令和 7）年度～2030（令和 12）年度では、年 1 %の削減を目標とします。

（平成 30 年度比）

	実績値	2025 年度～2029 年度	2030 年度
	2023 年度		
目標値 （累計）	△46%	△4 %	△50%

第3章 目標達成に向けた取り組み

1 温室効果ガスの排出抑制対策に向けた基本方針

本計画の目標達成に向けて、全職員が環境に配慮した行動を率先して行い、温室効果ガス排出削減及び環境への負荷の低減に積極的に努めます。

なお、コミュニティセンター等の市民サービスを主体としている施設等については、サービスの質に影響を与えないよう取り組むこととします。

2 温室効果ガスの排出抑制対策に向けた具体的な内容

【電気使用量の削減】

- ・始業前、昼休みの消灯や時間外の不要個所の消灯を行います。
- ・退庁時に身の回りの電気器具や電源が切られていることを確認します。
- ・使用していないOA機器（パソコン、プリンターなど）の電源はこまめに切ります
- ・OA機器は省電力／省エネモードを徹底します。
- ・トイレや給湯室、会議室などを利用した後の消灯を徹底します。
- ・エアコンの温度の上げすぎ・下げすぎに注意します（夏は28℃、冬は20℃を目安とします）。
- ・荷物の運搬など、やむを得ない場合を除き、できる限り階段を利用します（3アップ4ダウンの徹底）。
- ・新エネルギー、省エネルギー設備の導入を検討します。
- ・街路灯、庁舎内、関係施設のLED化推進に努めます。
- ・照明場所、照明機器の効率的な配置に努めます。
- ・ノー残業デーの推進に努めます。

【公用車の燃料使用量削減】

- ・公用車の急発進や急加速をしないように心掛け、経済的で安全運転にもつながる「エコドライブ」を徹底します。
- ・公用車から離れるときはエンジンを切り、不要なアイドリングは控えます。
- ・公用車両ルート of 合理化を心がけます。
- ・不要な荷物を積まず、積載重量を軽くして燃費の向上を図ります。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
- ・近距離移動時の公用車の利用を控え、徒歩や公用自転車の利用促進を図ります。

【ごみの減量、リサイクル】

- ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動の取り組みを推進し、庁舎内等で発生するごみの分別を徹底し、リサイクルを推進します。
- ・使用済みの封筒、ファイル等は再利用します。
- ・コピー機やプリンターの使用済みトナー及びインクカートリッジは業者回収を徹底し、リサイクルに努めます。
- ・新聞紙、段ボール、雑誌、雑がみ等の再資源化を図ります。

【用紙類】

- ・N アップ（1 枚の用紙に複数ページを印字する）や両面印刷、袋とじ印刷といった機能を積極的に活用するとともに、適宜、裏紙利用も組み合わせるなどして、出力枚数や消費するコピー用紙量の抑制に努めます。
- ・資料などの共有に当たっては、スキャナー機能での PDF ファイル化、庁舎内の LAN 等を活用し、ペーパーレス化に努めます。

【水道】

- ・トイレや給湯室使用時等における節水を徹底します。

【環境保全に関する意識向上、率先実行の推進】

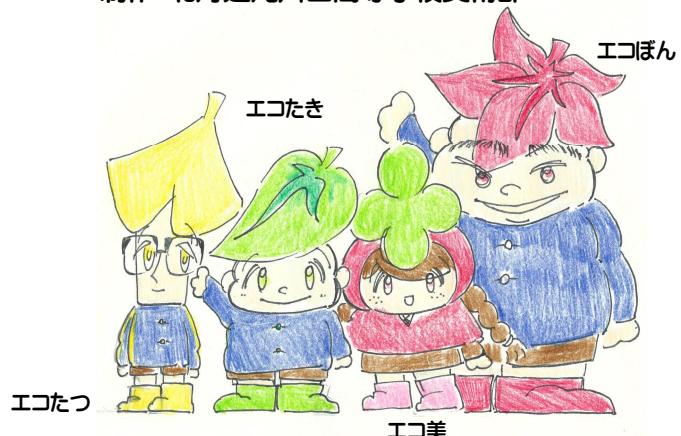
- ・職員が参加できる環境保全活動（クリーンデー（春・秋実施）、環境講演会等）について、広報誌やホームページを活用した情報提供を行います。
- ・ゼロカーボンシティ宣言を表明しました。
※「ゼロカーボンシティ」として 2050 年に CO2 を実質ゼロにすることを目指し、脱炭素に向けた取組や施策を行います。
- ・地球温暖化対策「COOL CHOICE（＝賢い選択）」を推進します。
※「COOL CHOICE（＝賢い選択）」は、温室効果ガスの 2030 年度削減目標の達成を目的とした国民運動で、毎日の生活の中で、省エネやごみ削減など温暖化対策につながる行動を自ら「選択」することを目指す取り組みです。
- ・国が掲げる国民運動「デコ活」の推進に向けた取組を検討します。
※「デコ活」とは「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素（CO2）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者（生活者）の脱炭素に向けた行動変容や、ライフスタイル転換を促す取り組みです。

【エコライフたきかわ（通称：エコたき）の推進】

- ・「エコたき」とは、いつでも、どこでも、だれでも、無理なくできる環境保全活動「エコライフたきかわ」の略称です。
自らが考え、行動する「エコたき」活動への参加を通して、市民一人ひとりと、個々の事業者が「人」と「地球環境」にやさしいライフスタイルを確立することを目標にしています。



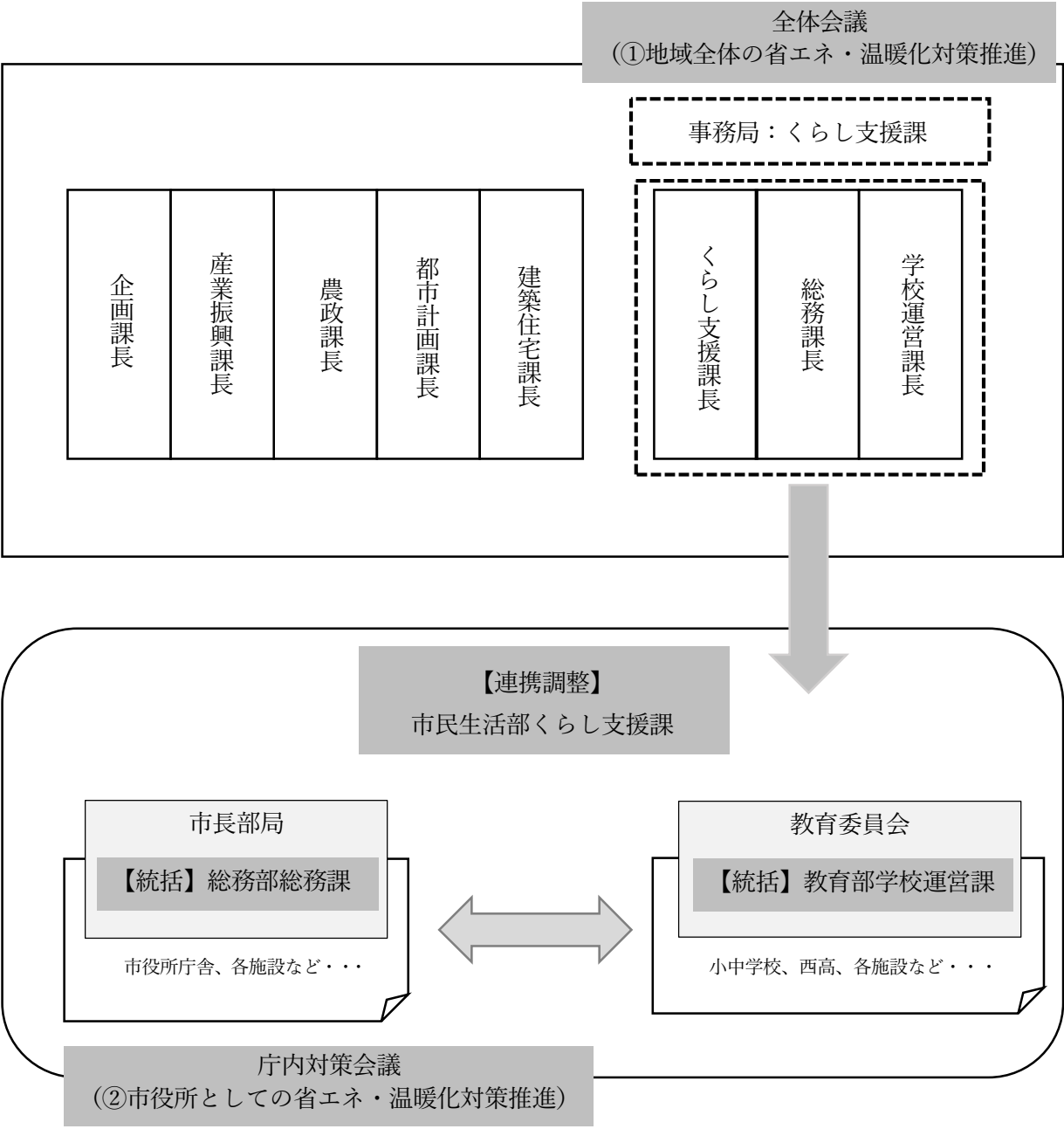
「エコたき」推進キャラクター
「エコたきくんと仲間たち」
制作：北海道滝川西高等学校美術部



第4章 推進・点検体制

1 推進体制

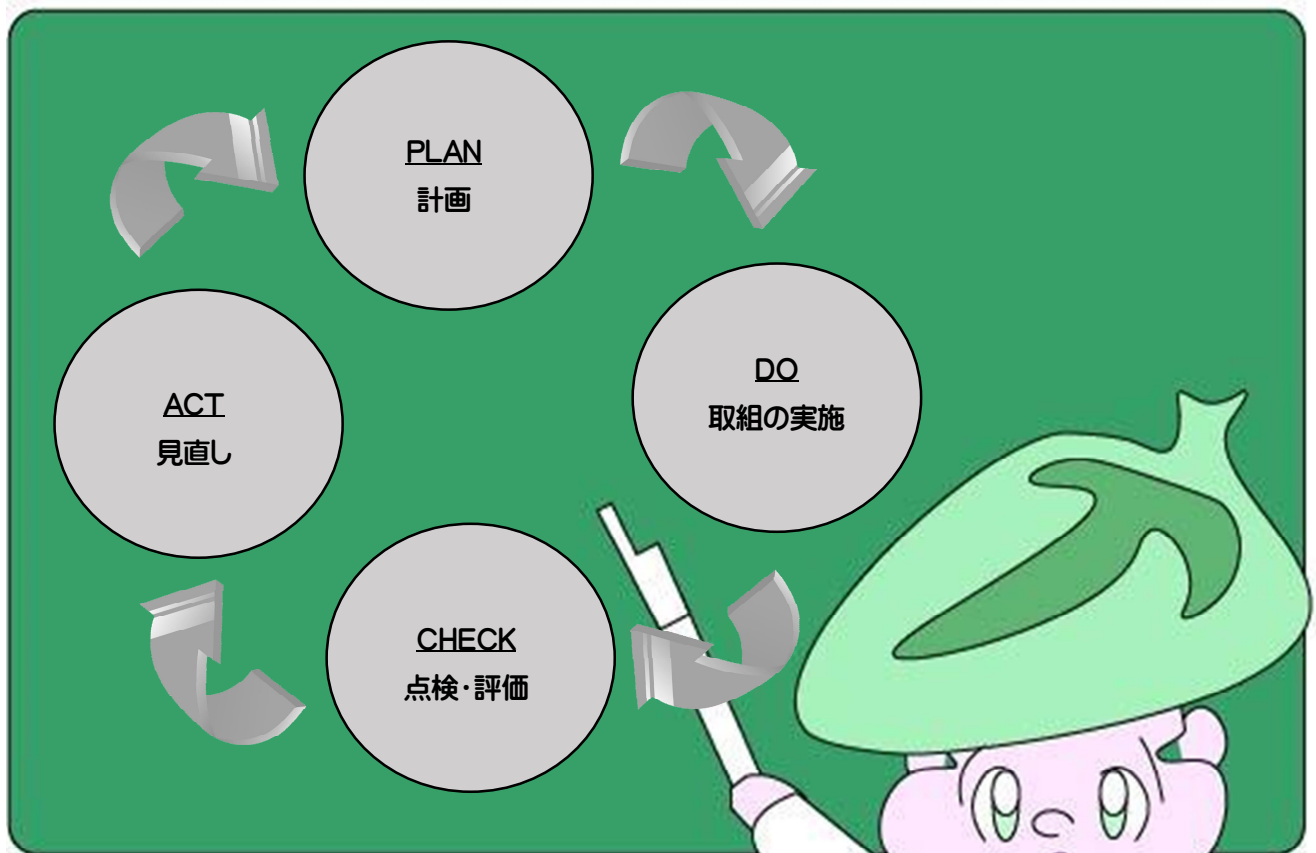
第2期実行計画に引き続き、平成21年度に設置した「滝川市庁内省エネルギー・温暖化対策推進会議」（以下、「庁内省エネ温対会議」という。）を、推進体制の中核組織として位置付け対策を進めます。



2 点検体制

PDCA サイクルによる進行管理を行いながら継続的な改善を図ります。

また、他の計画との整合や毎年度の実績を定期的に把握・評価し、全体会議や庁内対策会議などを通じて報告することとし、市役所全体での情報の共有化を図ります。



3 進捗状況の公表

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 13 項、第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、計画並びに措置の実施状況等を市民等に市ホームページを活用して公表します。



第3期 滝川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（改定版）

滝川市市民生活部くらし支援課

〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号

TEL：0125-28-8013（直通）

FAX：0125-24-0154

E-mail：kurasi@city.takikawa.lg.jp